【記載例～インターネットを用いる競り売り届出】

3日前までに届出が必要です。中3日で、土日祝を数えますが、平日執務時間中に提出（郵送の場合は必着）が必要です

別記様式第１０号の２（第８条関係）

資料区分	１７		受理年月日	5. 令和　　月　　日
受理警察署		（　　署）		

郵送では受理できません

競り売り届出書

古物営業法第１０条第３項の規定により競り売りの届出をします。

※窓口で提出する時に記載して下さい。→　年　　月　　日

大阪府　公安委員会　殿

↑　競り売りを行う場所を管轄する公安委員会を記載

届出者の氏名又は名称及び住所

大阪市阿倍野区阪南町〇丁目〇番〇号

株式会社ＹＡＭＡＤＡ　代表取締役　山田　太郎

許可証番号	＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
許可年月日	3. 昭和 (4. 平成) 5. 令和　＊＊年　＊＊月　＊＊日
氏名又は名称	（フリガナ）ヤマダ （漢字）株式会社ＹＡＭＡＤＡ

ホームページのURL届出が必要です

送信元識別符号													
h	t	t	p	:	／	／	w	w	w	.	～	q	
エイチ	ティー	ティー	ピー	コロン	スラッシュ	スラッシュ	ダブリュ	ダブリュ	ダブリュ	ドット	チルダ	キュー	

届出できる警察署は、「売却する古物を取り扱う営業所の所在地を管轄する警察署」です。

競り売りをしようとする期間は、6ヶ月が上限です。6ヶ月を過ぎて引き続き競り売りを行う場合は、6ヶ月を経過する3日前までに再提出する必要があります。

期間	5. 令和　＊＊年　04月　10日［から　5. 令和　＊＊年　07月　09日まで］ (午前)　０時００分から　　午前　１１時５９分まで 午後　　(午後)
通信手段の種類	インターネット

記載要領１　最上段の細枠内には記載しないこと。
２　数字を付した欄は、該当する数字を〇で囲むこと。
３　送信元識別符号の英字は、点線を参考にして、活字体で記入すること。